

令和6年1月企画・理事会における事務局からの相談事項・連絡事項

I 来年度の会長について

次年度は会長の交代年度になります。現会長が3月で退職される場合は会長代行を置く必要が生じることから1月の理事会で次期会長を決定しなければなりませんが、石崎会長は退職年限ではありませんので、総会までは石崎会長に会長職を務めていただくこととなります。次期会長の決定は5月の理事会において行うことになります。

II 第76回総会について

(1) 総会要項

全高長の令和6年度第76回総会・研究協議会を、5月22日（水）、23日（木）に開催します。会場は大宮ソニックシティホールです。

総会に向けて、5月10日（金）午後に、第1回企画運営委員会とその終了後に第1回ブロック代表校長連絡会をオンラインで開催します。また、総会前日の5月21日（火）午後に、第1回常務理事会、第153回理事会を森トラストカンファレンス神谷町（東京、港区）で開催します。

来年度企画運営委員会の出席担当部会は、農業、商業、家庭、看護、体育、英語、特別支援、福祉の8部会となります。

なお令和7年度の総会の日程・会場はまだ決まっていません。

(2) 研究発表関連

例年どおり各ブロック、各部会からそれぞれ1本以上の研究発表を1月末までに本部へご推薦頂きたいと思っています。（すでに依頼済でご回答をいただいているブロックもあります。）

集まった研究発表のうち、どれを壇上発表、どれを誌上発表にするかはバランスを考えて選ばなければならぬことから、本部の選定にお任せ頂きたいと思います。

(3) シンポジウム・講演関連

総会では例年、講演やシンポジウムを開催していますが、来年度の総会については、今年度に引き続き講演の予定です。

講演者は、バイオ・マイクロ流体工学を専門とし、高校生を中心に次世代を担う人材の育成にも積極的に取り組まれている東京大学生産技術研究所教授、次世代育成オフィス室長の大島まり氏にお願いすることになりました。講演の内容は未定ですが、先端研究の状況や次世代を担う人材の育成に関するこをお話しいただく予定です。

なお、来年度以降の講演をいただけるような方がいらっしゃいましたら、後日メール等でご紹介頂きたいと思います。

III 来年度の役員候補の報告について

例年、5月の総会に向けて都道府県協会及び各部会から役員の一覧表等を送付していただいています。都道府県（都市立、私立）協会から提出していただくのがA様式、部会から提出していただくのがB様式です。A様式は1から3まで、B様式は1から2まであります。入力シートからの自動転記になっていますので様式を変えずに入力してください。

役員名簿等の提出は、総会前の本部事務局における事務処理作業がかなりタイトになっていますので、4月当初に決定（暫定可）しましたら直ちに本部までご報告いただきたいと思います。提出期限は事務局一覧(A-1、B-1)と役員名簿(A-2、B-2)は4月8日（月）、各種研究協議会研究担当者名簿（A-3）は4月15日（月）、加入状況・総会参加等調査表、「全国高等学校一覧」原稿は4月18日（木）までにデータで提出ください。各ファイルは各事務局にお送りします。

IV その他連絡事項

（1）「全国高等学校一覧」の原稿及び配布方法について

「全国高等学校一覧」原稿は1月26日（金）の都道府県事務局長会議で配布します。欠席の協会には、レターパックでお送りします。この原稿を訂正原本として訂正し、必ず原本（訂正の有無にかかわらず）を返送ください。今年度は様式を簡素化しました。

未加入校には学校名の前に△印があります。新たに加入される場合は△印を棒線で消してください。加入校に△印をつける間違いにもご注意いただきたいと思います。

（2）令和6年度から、全高長の発行物等の配布は次のようになります。
<『全国高等学校一覧』> 提出いただいた原稿をとりまとめ、全国の高校を収録したEXCELデータを作成します。データはダウンロードしていただけます。（加盟校のみ可）

詳細は5月ころにお知らせします。（CD配布はありません。）
<総会研究協議会発表資料> 「資料のみの請求」はできません。是非会場へご参加ください。

（総会後に資料のダウンロードを可能にします。）

<会誌> 総会の議事を記載し、総会参加者には当日配布。総会に参加されなかつた方には総会後に学校に直接お送りします。

<『会報』年2回発行（11月、3月）> 都道府県協会から各学校に送付いただきます。

<各種研究協議会> 調査アンケート、研究発表報告等はメール添付、またはホームページに掲載します。必要に応じてダウンロードしてください。（要パスワード）

<各会議の資料> 必要に応じてメール添付、またはホームページに掲載します。

（3）4月異動者名簿の送付のお願い

3月末から4月当初に発表になる校長先生の異動一覧について、教育委員会発表の資料か、それが叶わない場合には地域の新聞の掲載面でも結構ですので、4月5日（水）までに本部事務局へまでにお送りください。事務局長会でもこのことをお願いし返信用の封筒をお渡しします。

（3）本協会会誌表紙写真について

毎年5月に発行する本協会会誌の表紙は、各学校における行事等の写真を使わせていただいています。表紙写真の収集についてご協力をお願いします。できれば各ブロックから1、2枚ずつの提出をお願いいたします。今年度はすでに多くの県からいただいていますが、まだ送付いただいているブロックで掲載のご希望がありましたら、本部事務局の宮本信之次長宛に電子データで1月末までにお願いします。

令和6年度 部門別研究協議会の開催時期及びその研究主題

基本テーマ：未来を拓く高等学校教育の創造

令和6年1月時点（案）

| 研究協議会 | 期日 | 主　題 | 柱　立　て |
|-------|------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大学入試 | 9/20(金) | 「高大接続改革における新たな大学入試の在り方」 ～新学習指導要領下での新たな大学入試を見据えて～ | ①大学入学共通テストについて ②新たな大学入学者選抜について |
| 教育課程 | 9/27(金) | 学習指導要領実施上の教育課程の研究 ～第4期教育振興基本計画を踏まえて～ | ①「探究的な活動の充実」に関する取組と課題 ②「ＩＣＴ等の活用による学び」に関する取組と課題 ③「文理横断・文理融合教育」に関する取組と課題 |
| 管理運営 | 9/30(月) | 「学校の管理運営に関する現状と課題」 | ①人事制度の現状と課題について ②人材育成についての現状と課題について ③施設・設備に関する現状と課題について ④管理運営に関わる喫緊の課題について ⑤予算要望事項 |
| 教育課題 | 10/21(月) | 「学校の教育力向上を目指して（パートIX）」 ～令和の日本型学校教育の実現に向けた学校経営～ | ①新学習指導要領実施における課題と学校の取組 ②個別最適な学びと協働的な学びの一体的な向けた学校の取組 ③働き方改革の実効性向上に向けた学校の取組 |
| 生徒指導 | 10/25(金) | 生徒指導提要と学校経営 ～発達支持的生徒指導の充実を目指して～ | ① 生徒指導提要の理解と活用 ② 発達支持的生徒指導の実践状況 ③ 実践上の課題 |
| 就職対策 | 10/28(月) | 就職問題並びにキャリア教育を巡る課題と方策 ～キャリア教育における探究活動の効果的な活用を求めて～ | ①就職状況の実態把握 ②主体的な職業観育成に向けた取組状況 ③探究的な活動を取り入れたキャリア教育の実施状況 ④外部機関等との連携による課題と方策 |
| 人権教育 | 12/2 (月) 3(火) | 「人権教育の現状と課題」 | ①学校における人権教育推進の具体化について ②人権上特別の配慮を必要とする教育課題への対応について |

近畿地区

令和5年度 高校教育を巡る最近の動き (令和6年1月5日版)

| | |
|---------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1 高等学校教育の在り方ワーキンググループ | • • • • 1 |
| 「中間まとめ」 | • • • • • 2 |
| 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案 | • • • • • 4 |
| 2 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための 環境整備に関する総合的な方策について（諮問） | • • • • • 4 |
| 3 経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針） | • • • • • 5 |
| 4 質の高い教師の確保特別部会の設置 ・教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策 (提言の概要) | • • • 5 • • • 6 |
| 5 全国高等学校長協会からの意見書 | • • • • • 7 |
| 6 令和5年度文部科学省関係補正予算 令和6年度文部科学省予算（案） | • • • • • 8 |
| 【参考】 令和6年度 高等学校教育関係予算等に関する総括要望書の提出 | • • • 9 |

令和6年1月18日
全国高等学校長協会

1 高等学校教育の在り方ワーキンググループ

第11期中央教育審議会は、これからの中等教育の在り方を検討するため、昨年10月に「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」の下に、「中等教育の在り方ワーキンググループ」を設置し、本年3月に論点整理を取りまとめた。

第12期中央教育審議会においてもワーキンググループを設置し、論点整理に基づき具体的な検討を行うこととなった。

【主な検討事項】

(1) 高等学校教育の在り方(「共通性」と「多様性」の観点からの検討)

《今後深めていくべき主な論点》

- ・生徒が成人として社会の一員となるために共通で必要となる資質・能力とは何か。また、生徒が在学中に成年に達するということを踏まえ、どのような高校教育が求められるか。

(2) 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方

《今後深めていくべき主な論点》

- ・遠隔教育の活用や学校間連携の推進を通じ、多様な学習ニーズへの対応や特色ある教育の展開、生徒の学びの充実等を可能とするため、具体的にどのような対策を講じるべきか。その際、都道府県や学校設置主体の別を越えた全国的な連携・推進体制を構築していくためには、どのような取組が必要か。

- ・地域資源を活用し、都道府県と市町村との協働等による学校運営を実現するには今後どのような取組が必要か。

- ・少子化が加速する地域における高校の特色化・魅力化に向けて、今後どのような取組が必要か。

- ・その他、少子化が加速する地域における高校の在り方に関する議論に資する取組として、どのようなことが必要か。

(3) 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

《今後深めていくべき主な論点》

- ・全日制・定時制課程において、不登校経験を有する生徒や特別な支援を必要とする生徒など、多様な背景を有する生徒を受け入れ、学びを継続できるようにするために、具体的にどのような方策を講じるべきか。

- ・通信制課程において、生徒が人間関係を築きながら、自己の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を充実させていくために、具体的にどのような方策を講じるべきか。

- ・公立の通信制の魅力向上・機能強化に向けては、今後、具体的にどのような方策を講じるべきか。

- ・学校間連携や課程間併修の推進に向けて、具体的にどのような方策を講じるべきか。

- ・学期ごとの単位認定や実効的な単位制への移行促進に向けて、具体的にどのような方策を講じるべきか。

- ・全日制・定時制・通信制という課程の区分について、実態を踏まえ、その在り方をどのように考えるべきか。

- ・高等学校で学ぶべきことは何であるのかを明確にした上で、学校という場で対面でしか学べないことや得られない効果について、どのように考えるか。

(4) 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの促進

《今後深めていくべき主な論点》

- ・社会に開かれた教育課程や、探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学び・実践的な学びに関し、専門的な人材の乏しい地域や小規模校も含め、生徒の主体性や興味・関心を十分に引き出す形で全国的に取組を推進していくために、どのような方策を講じていくか。
- ・コーディネーターの配置、国内外の関係機関とも連携・協働した教育活動の展開に向けて、どのような取組が必要か。
- ・大学入学者選抜を見据えて文理のコース分けが多く実施されているが、各教科の学びを豊かなものとしつつ、STEAM 教育等の文理横断的な学びを進めるには、今後どのような方策を講じるべきか。

○ 「中間まとめ」

ワーキンググループは8月31日に「中間まとめ」を公表した。

「中間まとめ」では、論点整理であげられた4項目のうち一番目の「高校教育の在り方（『共通性』と『多様性』の観点からの検討）」を「『多様性』と『共通性』の観点からの検討」と変更し、より『多様性』への対応を重視した内容となった。

【これからの中間まとめに係る基本的な考え方】

- 1 高校教育の実態は地域・学校により非常に多様な状況。質の確保・向上に向けて、
 - ・生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」
 - ・全ての生徒が必要な資質・能力を共通して身に付けられるようにする「共通性の確保」を併せて進めることが必要。
- 2 「多様性への対応」に向けて、現状として、生徒の多様な学習ニーズへの対応、不登校など多様な背景を有する生徒の受け入れ、進路の固定化に課題。
- 3 今後、地理的状況や各学校・家庭・学科の枠にかかわらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出していくため、必要な体制・環境を整備しつつ、遠隔授業や通信教育の活用、学校間連携の促進、関係機関との連携・協働等を一層進めて行くことが必要。
- 4 「共通性の確保」に向けて、選挙権年齢や成年年齢の引き下げ、生成AI等の急速な普及等の変化を踏まえ、今後、
 - ・自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力の育成
 - ・自ら問いを立て、多様な他者との協働しつつ、その問に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力の育成
 - ・義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、知・徳・体のバランスの取れ

た土台の形成もいかがわしく、各教科・科目等の時間割による組合せや時間割に取り組んで行くことが重要。

5 これらの力の育成が全ての高校において着実になされるよう、学習指導要領が掲げる理念の一層の浸透と、「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えながら各教科・科目等の総合の関連を図る中で学びの充実を図ることが特に重要。

6 「多様性への対応」と「共通性の確保」に各高校が取り組む上では、国や高等学校の設置者の取組の下、学校における働き方改革、教師の資質能力の向上や指導側の体制・環境整備、大学入学者選抜の改善等を併せて進めていくことも重要。

【各論点に対する具体的方策】

- 1 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方
 - (1) 遠隔授業における受信側の教室の体制に係る要件の弾力化
 - (2) 遠隔授業における対面授業に係る要件の弾力化
 - (3) 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
 - (4) 通信教育の活用に向けた制度改正
 - (5) スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校の特色化・魅力化
 - (6) 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
 - (7) 地域や学校を超えた生徒同士の学びのプラットフォームの構築
 - (8) 学校と地域社会の連携・協働の推進
 - (9) 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方（項目のみ）

- (1) 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保
 - ① 遠隔授業・通信授業の活用
 - ② 柔軟な履修・修得を認める運用
 - ③ 同時双方向の遠隔授業や通信教育の活用に向けたモデル創出
 - ④ 不登校特例校の設置促進
 - ⑤ 欠席日数や内申点にかかわらず、安心して高等学校に進学できる環境整備
- (2) 通信制課程における優良事例の創出等
- (3) 通信制課程に係る情報発信
- (4) 繼続的な実態調査
- (5) 心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- (6) 公立の通信制高等学校等の機能強化、学校間連携等の促進
- (7) 通旧指導に向けた体制整備
- (8) 日本語指導に向けた体制整備
- (9) 学校と地域社会の連携・協働の推進（再掲）

3 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進

- (1) 普通科改革の推進、コーディネーターの配置支援
- (2) 国際的な教育を行う高等学校の整備推進・運営支援
- (3) 理数系教育の更なる充実
- (4) 産業界と専門学校の連携・協働の強化
- (5) 学校における働き方改革の推進
- (6) 教育の支出・能力の向上
- (7) 大学入学者選抜の改善
- (8) 学校と地域社会の連携・協働の推進（再掲）
- (9) 公立の通信制高等学校等の機能強化、学校間連携の推進（再掲）

* 11月10日（金）に開催された第2回都道府県高等学校長協議会においてこの件を主管している田中初等中等教育局参事官から改めて説明を受け、協会長と質疑応答、意見交換を行い、高等学校の実情を踏まえた形で今後の検討を進めるよう要望した。

この際資料としてまとめた各都道府県からの意見、質問等は、11月20日（月）に開催された「在り方ワーキンググループ」で参考資料として紹介され、今後の検討に活かされることとなった。

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案

文部科学省は「中間まとめ」を受けて、全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会を確保するために、学校教育法施行規則の一部を改正する方向性を示した。

【改正内容】

- (1) 不登校生徒その他特別の事情を有する生徒向けの通信教育の実施
（第88条の4の新設）
- (2) 修得可能な単位数に関する規定の整備（第96条の改正）

* 省令案は現在パブリック・コメントを実施しており、その内容を踏まえて再度検討して決定され、来年4月1日から施行される予定である。

2 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（諮問）

永岡文部科学大臣は、令和5年5月22日中央教育審議会の荒瀬会長に対し、質の高い教員の確保のための環境整備に関する総合的な方策の策定についての諮問を行った。中教審では初等中等教育分科会において検討を進め来年春を目指して答申を取りまとめる予定である。

《具体的な検討事項》

① 更なる学校における働き方改革の在り方について

- ・更なる役割分担・適正化を推進する観点からの学校・教師が担う業務の在り方。
- ・「上限指針」の実効性を高めることができる仕組みの在り方。
- ・学校の働き方改革の取組状況等を「見える化」するための枠組みの在り方。
- ・長時間の時間外勤務を抑制するための仕組みの在り方 等

② 教師の待遇改善の在り方について

- ・教職調整額及び超勤4項目の在り方
- ・職務の特殊性（教育が教師の自発性、創造力に基づく勤務に期待する面が大きい等）に対する考え方
- ・時間外勤務手当の支給に対する考え方
- ・給与制度や教師の職務等に応じた給与のメリハリの在り方 等

③ 学校の指導・運営体制の充実の在り方について

- ・柔軟な学級編成や教職員配置の在り方
- ・子供や学校、地域の実態に応じた柔軟な教育活動の実施の在り方
- ・小学校高学年における教科担任制の在り方
- ・教員業務支援員等の支援スタッフの配置の在り方 等

3 経済財政運営と改革の基本方針 2023（骨太の方針）

政府は6月16日に、年末の予算編成に向けた基本姿勢や、政権として力を注ぐ政策の方向性を示す「経済財政運営と改革の基本方針 2023」を閣議決定した。

第4章の「中長期の経済財政運営」の5で経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進（質の高い公教育の再生等）を上げ、様々な教育施策の方向性を示した。特に教員の問題については、

- ・教員の働き方改革の更なる加速化、待遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。
- ・教師の時間外在校時間の上限を定めている指針の実効性向上に向けた具体的検討、コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する。
- ・教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の待遇を抜本的に見直す。
- ・35人学級等についての小学校における多面的な効果検証を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築する。
- ・2024年度から3年間を集中改革期間とし、スピード感を持って、2024年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど計画的段階的に進め

る。
と、政府としても積極的に取組む姿勢を示した。

4 質の高い教師の確保特別部会の設置

中央教育審議会は、教員をめぐる様々な課題解決に向けて初等中等教育分科会に「質の高い教師の確保特別部会」を設置した。

部会は6月から月1回のペースで開かれ、8月28日の部会で、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」を取りまとめ、永岡文部科学大臣に手渡した。

○ 緊急提言の概要

【緊急提言】

教師を取り巻く環境整備について、直ちに取り組むべき事項として、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその責任と権限に基づき、主体的に以下の各事項に取り組む必要がある。

- 1 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進
- 2 学校における働き方改革の実行性の向上等
- 3 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

【取組みの具体策】

1 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

- (1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組み
 - ・国、都道府県、市町村、各学校のそれぞれの主体ごとに、具体的な対応策の好事例を横展開
- (2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し
 - ・全ての学校で授業時数について点検し、特に、標準時数を大きく上回っている学校は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画に見直し
 - ・学校行事について、精選・重点化、準備の簡素化・省力化
- (3) ICTの活用による校務効率化の推進
 - ・学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

2 学校における働き方改革の実効性の向上等

- (1) 地域・保護者、首長部局等との連携協働
 - ・学校における働き方改革等を学校運営連絡協議会や総合教育会議で積極的に議題化
 - ・保護者等からの過剰な苦情等に対しては、教育委員会等の行政による支援体制を構築
- (2) 健康及び福祉の確保の徹底
 - ・令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた「指針」の実効性の向上
 - ・メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出

(3)学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

・在校等時間の把握方法等の改めての周知・徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認

3 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1)教職員定数の改善

・教師の持ちコマ数の軽減等にも資する小学校高学年の教科担任制の強化などの教職員定数の改善

(2)支援スタッフの配置充実

・教員業務支援員の全小・中学校への配置をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動支援員などの配置充実

(3)処遇改善

・給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して主任手当や管理職手当の額を速やかに改善

(4)教師のなり手の確保

・教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職員の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を推進

5 全国高等学校長協会からの意見書

全高長は、示された緊急提言に対する協会としての意見や要望について特別委員会を中心に取りまとめ、9月27日に文部科学省に提出した。

意見書は、質の高い教師の確保のための環境整備にあたっては、社会全体が学校教育を支えていかなければならないといった社会全体の価値観、すなわち「教育のリスペクト」を醸成していく必要性。小・中学校だけでなく、高等学校や特別支援学校などを含めた一体的な議論をすべきであり、高等学校については校種、課程、学科、設置者、規模、特色等が学校間で異なるといった事情を十分に踏まえた検討が必要。進展する超少子化により規模の縮小や統廃合が急速に進んでおり、地域間の教育格差を拡大させないよう国が主導的役割を果たすことを期待する。とし、9項目にわたって具体的な意見・要望を記した。

* 本協会からの意見書は、10月20日(金)に開催された第5回特別部会で紹介された。

特別部会では更に検討を進め、来年春に答申を出す予定である。

* 11月10日(金)に開催された第2回都道府県高等学校長協会長研究協議会においてこの件を主管している安井初等中等教育局財務課長から改めて説明を受け、協会長と質疑応答、意見交換を行い、高等学校の実情を踏まえた形で今後の検討を進めるよう要望した。

* 緊急提言後の特別部会の動き

・第4回（9月26日）

緊急提言を受けた文科省の取組の説明及び関係団体からの意見書が紹介された。

さらに、「教育職員の健康及び福祉の確保等に関する論点」が示され、意見交換がなされた。

・第5回（10月20日）

前回に引き続き、関係団体からの意見書の紹介と教育職員の健康及び福祉を確保する方策等及び教師集団の多様性の確保について議論が進められた。

・第6回（11月15日）

支援スタッフの配置の在り方について議論が進められた。

・第7回（12月14日）

持続可能な教職員体制を構築し、多様化・複雑化する教育課題への対応やきめ細かな指導体制により、新たな学びを実装化するための教職員の定数算定基準や教職員配置の在り方等についてどのように考えるべきか議論が進められた。

6 令和5年度文部科学省関係補正予算、令和6年度文部科学省予算（案）について

文部科学省は、11月29日に令和5年度文部科学省関係補正予算を公表した。予算総額は1兆2,912億円と大規模なものとなった。

高等学校に関するものとしては「高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）」として100億円が計上された。この事業は、大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要であるという認識のもと、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した分離横断的な探究的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備を支援するものである。支援対象は、公立・私立の高等学校等で、補助上限額は1校1,000万円で1,000校程度と大規模なものである。

これ以外にも、「次世代の校務デジタル化推進実証事業」（2億円）、「教員研修高度化推進支援事業」（3,000万円）、「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備」（15億円）などが予算化された。

文部科学省は、12月22日に令和6年度文部科学省予算（案）を公表した。予算総額は5等2,941億円で前年度より443億円（0.8%）増である。

高等学校に関するものとしては「高等学校改革の推進」（8億円）が計上されており、5年に引き続き「新時代に対応した高等学校改革推進事業」として普通科改革支援事業などに2億1,900万円、マイスター・ハイスクールに2億5,100万円、WWLコンソーシアム構築支援事業に1億8,600万円などが計上された。

また、補正予算で予算化された「次世代の校務デジタル化推進実証事業」には3億円、「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備」には32億

円の予算が計上された。

【参考】

令和6年度 高等学校教育関係予算等に関する総括要望書の提出

本協会は、国の令和6年度予算編成にあたって高等学校教育を充実させるための予算要望を取りまとめ、8月4日に文部科学大臣、総務省自治財政局長等関係者に提出した。

要望事項は、①教職員の働き方改革を推進するための諸条件の整備・充実、②高等学校教育改革推進のための条件整備、③学校施設・設備の整備・充実、④人権教育の推進、⑤私立学校教育の充実・振興、⑥家庭の経済状況により就学困難な生徒への支援、の6項目。

特に、学校教育の担い手である教職員の働き方改革を推進するための処遇改善や教職員定数増、教員以外の専門家の配置などに向けての財源確保をはじめ、高大接続改革を円滑に実施することや新学習指導要領を十全に実施するために予算が必要であるとともに、情報機器の活用を促進するための財源確保、特色ある学校づくりのための予算措置、生徒が家庭の経済状況等にかかわらず学習や進学をすることができるような資金援助制度等の充実を求めた。

令和5年度 高校教育を巡る最近の動き 別綴じ資料

(令和6年1月5日版)

資料1 高等学校教育の在り方ワーキンググループについて ······ 1

資料2 高等学校教育の在り方ワーキンググループ「中間まとめ」概要 ······ 2

資料3 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教員の確保のための
環境整備に関する総合的な方策について

(令和5年5月22日中央教育審議会諮問)【概要】 ······ 12

資料4 教師を取り巻く環境整備について
緊急的に取り組むべき施策(提言)本文、【概要】 ······ 13

資料5 学校・教師が担う業務に係る3分類 ······ 22

資料6 文部科学大臣メッセージ
～子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に～ ··· 23

資料7 全国高等学校長協会からの意見書 ······ 24

資料8 令和5年度文部科学省関係補正予算
令和6年度文部科学省予算(案) ······ 25

資料9 能登半島地震の影響を踏まえた大学入学共通テストの
実施について(大臣メッセージ) ······ 31

資料10 能登半島地震の発生荷伴う令和6年度入学者選抜に
おける対等について(通知) ······ 32

【参考資料】

令和6年度 高等学校教育関係予算等に関する総括要望書 ······ 33

令和6年1月18日

全国高等学校長協会

令和5年6月30日
第7回高等学校教育の在り方
ワーキンググループ
資料 1

高等学校教育の在り方ワーキンググループについて

〔令和5年4月26日〕
個別最適な学びと協働的な
学びの一体的な充実に
向けた学校教育の在り方
に関する特別部会決定

1. 設置の目的

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和3年1月中央教育審議会答申）を受けて、デジタル化などの社会変化が進む次世代の学校教育の在り方について検討する必要があることから、第11期中央教育審議会においては令和4年1月14日に「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」（以下「特別部会」という。）が設置され、（1）一人一台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方、（2）教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方、（3）学校内外の環境整備の在り方について検討することとされた。

このうち、高等学校においては、既に進学率が約99%に達し、様々な背景を持つ生徒が在籍しており、高等学校の実態が多様化していること、選挙権年齢や成年年齢の18歳への引下げ、義務教育段階における不登校経験を有する生徒の増大など高等学校を取り巻く状況の変化が生じていること、また、今後、更なる少子化の進行によって、高等学校の維持が困難となる地域・学校が全国的に更に多く発生することが見込まれることなどを踏まえ、これからの中等教育の在り方を検討するため、令和4年10月に特別部会の下に「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」を設置し、令和5年3月に論点整理を取りまとめたところである。

この論点整理に基づき、引き続き中等教育の在り方について具体的な検討を行う必要があることから、第12期中央教育審議会においても特別部会の下に、「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」を設置する。

2. 主な検討事項

- (1) 高等学校教育の在り方について（「共通性」と「多様性」の観点からの検討）
- (2) 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方について
- (3) 全日制課程・定時制課程・通信制課程の望ましい在り方について
- (4) 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進について
- (5) その他

高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ 概要

はじめに

これからの中学校教育の在り方を検討し、高校において「令和の日本型学校教育」を構築するため、高等学校教育の在り方ワーキンググループにおいては、これまで9回の会議を開催し、

- ・ 高校教育の在り方（「多様性」と「共通性」の観点からの検討）
- ・ 少子化が加速する地域における高校教育の在り方
- ・ 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方
- ・ 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進
- ・ について、教育委員会・学校・生徒からヒアリングを行いつつ、議論を重ねてきた。今後も引き続き、これからの中学校教育の在り方にについて議論を深めていく必要があるが、その中で、直ちに対処すべき課題も明らかとなってきたところ

このため、これまでの議論を踏まえ、委員間で一定の共通認識が得られ、速やかに取り組むべきと考えられるものについて、本中間まとめにおいて、その具体的な方策を提示する

ここで示す具体的な方策を有効に活用しながら、多様な生徒が学ぶ高校において求められる「多様性への対応」と「共通性の確保」を果たしていくことが望まれる。そして、全ての生徒について、その可能性を引き出し、高校生活の満足度の向上や卒業後の豊かな人生、生徒個人と社会全体の幸福度が高い状態（Well-being）を実現していくべき

本中間まとめを踏まえ、国、高校、教育委員会・学校法人等の高校の設置者、家庭、地元自治体、産業界、生徒への各種支援機関など、全ての関係者が連携・協働しながら、「生徒を中心とした」高校教育の真の実現に向けた取組が進められていくことが期待される

I. これからの中学校の在り方に係る基本的な考え方

- ▶ **高校教育の実態は地域・学校により非常に多様な状況。質の確保・向上に向けて、生徒一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」・全ての生徒が必要な資質・能力を共通して身に付けられるようにする「共通性の確保」を併せて進めることが必要**
- ▶ 「多様性への対応」に向けて、生徒の希望する進路の実現に必要な学習機会の提供が重要であるが、現状として、生徒の多様な学習ニーズへの対応、不登校など多様な背景を有する生徒の受け入れ、進路の固定化等に課題
- ▶ 今後、地理的状況や各学校・課程・学科の枠に問わらず、いざれの高校においても多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出していくため、必要な体制・環境を整備しつつ、遠隔授業や通信教育の活用、学校間連携の促進、関係機関との連携・協働等を一層進めていくことが重要
- ▶ 「共通性の確保」に向けて、各種法令等に規定されているもののほか、選挙権年齢や成年年齢の引下げ、生成AI等の急速な普及等の変化を踏まえ、今後、自己理解・自己決定・自己調整ができる力の育成・自ら間いを立て、多様な他者と協働しつつ、その間にに対する自分なりの答えを導き出し、行動することができる力の育成・自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力の育成・義務教育におけるべき資質・能力の確実な育成など、知・徳・体のバランスのとれた土台の形成に取り組んでいくことが重要
- ▶ これらの力の育成が全ての高校において着実になされるよう、学習指導要領が掲げる理念の一層の浸透と、「総合的な探究の時間」を教育課程の基盤に据えながら各教科・科目等の相互の関連を図る中で学びの充実を図ることが特に重要
- ▶ 「多様性への対応」と「共通性の確保」に各高校が取り組む上では、国や高等学校の設置者の取組の下、学校における働き方改革、教師の資質・能力の向上や指導側の体制・環境整備、大学入学者選抜の改善等を併せて進めていくことも重要

II. 各論点に対する現状・課題認識と具体的の方策

1. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方：小規模校の教育条件の改善に向けて① (遠隔授業・通信教育の活用、学校間連携・課程間併修の推進)

【現状・課題認識】

- ✓ 少子化の影響により、多くの地域で縮容合併が進行。今後、15歳人口の減少は一層加速し、令和19年には令和5年の約108万人から約78万人(約28%減)になることがほぼ確定。公立高校の適正規模・適正配置について、一定の小規模校を地域に残す必要がある場合に、小規模校の教育条件の改善につながる方策を考えていくことが必要
- ✓ 同時双方向型の遠隔授業やオンライン型の学習を可能とする通信教育の活用、学校間連携の推進は、少子化が加速する地域において特に重要。他方、授業時間や教育課程の不一致・体制上の課題等もあるため、これまでの実証研究の成果を踏まえ、教育の質の確保・向上やそれぞれの学校のスクール・ポリシー等に十分留意しつつ、必要な制度の見直しや、体制・環境の整備などへの支援策を考えていくことが必要

【具体的方策】

- 教科・科目充実型の遠隔授業における受信側の教室の体制について、教師配置の原則は堅持しつつ、中山間地域や離島等に立地する小規模高校において、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施する際、教師の教数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難かつ教育上支障がないと考えられる場合には、国において定める一定の基準の下、教師に代えて職員を配置することが可能となるよう要件を弾力化。また、常駐以外の方法による配置についても実証研究を実施※各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上
- 教科・科目充実型の遠隔授業の実施に当たり必要な対面授業について、年間2単位時間以上※の実施との原則は堅持しつつ、受信校が離島・中山間地域に立地する等の事情により、遠隔授業を妨げてしまっている状況において、教育上支障がないと考えられる場合には、国において定める一定の基準の下、対面授業を年間1単位時間以上とすることができる
- 遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワークを構築するための配信センターについて、国において連絡調整・支援スタッフの配置等の体制整備や機材等の環境整備に向けた支援を実施し、生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応する優良事例を創出・発信
- 国内の他の高校に一定の期間留学することにより特定の科目を履修する機会を特別に設ける必要がある生徒など、特別の事情を有する生徒を対象に、オンライン型の学習を可能とする通信教育が活用可能となるよう制度を改正

1. 少子化が加速する地域における高等学校の教育条件の在り方：小規模校の教育条件の改善に向けて②（学校の特色化・魅力化、

(学校の特色化・魅力化、指導側の体制・環境整備)

【現狀・課題認識】

- 少子化が加速する地域における高校の在り方を考える上で大切なことは、生徒の教育条件の改善という視点。既存の学校やその在り方をそのまま残そうとするのではなく、今ある学校がスクール・ミッションを実現できるかどうかや、生徒のニーズ、希望する進路等も踏まえながらスクール・ポリシーを検討し、当該スクール・ポリシーに対応した教育を提供できるよう条件を整備していくことで、生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化を進め、生徒の学習意欲を高めていくことが必要特に、小規模校には配置できる教職員の数が限られため、地域との協働や他校との連携を行い、生徒が地域に根差した学校において成長できるよう、コミュニケーション・スクール（学校運営協議会制度）の導入やコーディネーター等の専門的な人材の配置など、体制・環境を整備していくべき

具体的方案

- ▶ 国において、スクール・ミッション、スクール・ポリシーの策定・運用状況を確認し、実効性あるものとなるよう不斬の改善などの働きかけを実施。また、各学校の特色化・魅力化を引き続き進め、生徒にとって魅力的な学校づくりを支援
 - ▶ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営について、国において、各地方公共団体のニーズを聞き取りながら、取り得る方策について整理を進める
 - ▶ 小規模校の生徒や特別支援学校の生徒等が、総合的な探究の時間等において、地域や学校を超えてつながり、同じ志を持っている同世代から学ぶことを可能とするプラットフォームを国において構築
 - ▶ 高校と家庭や地域、企業等の関係機関が連携・協働し、社会全体で生徒の成長を支える環境を整備するため、国において、高校におけるユース・スクールの導入、地域学校協働活動推進員等の配置を促進
 - ▶ 国において、学校の働き方改革を進め、必要な業務を精選するとともに、学校と外部資源との連携・協働等を学校の中核となつて担うようなユース・オーディネーター等の専門人材の配置拡充に向けた支援を実施

2. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方：生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて① (全日制・定時制課程の在り方)

【現状・課題認識】

- ✓ 近年、不登校児童生徒数は義務教育段階を中心に対大幅に増加し、令和3年度時点でも小中高で合わせて約30万人と過去最多。
高校では通信制に在籍する生徒数は近年大間に増加しており、通信制が多様な背景を有する生徒の受け皿になっている状況
- ✓ 1人1台端末環境の整備や、同時双方向型のメディア活用の普及状況等を踏まえれば、1人1台端末環境の整備とあわせて、全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、いつでも、どこでも、どのようにでも学ぶことが等しく認められるようになるなど、生徒の状況に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現が重要
- ✓ 全日制・定時制において、多様な生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現できるよう、支援の充実、入学者選抜における適切な評価、履修・修得の柔軟な認定、通信教育の活用、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置や校内教育支援センターの設置促進、学校間連携等の促進、ICT活用の体制・環境整備などを考えていくことが重要

【具体的方策】

- > 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保に向けて、合計36単位の範囲内において、不登校生徒が自宅等から高校の同時双方向型の遠隔授業を受講することを可能とするとともに、オンラインマンド型の学習を可能とする通信教育について、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の指定を受けずとも活用可能とするために制度を改正
- > 不登校傾向のため、授業時数の3分の2以上の出席など、多くの学校で慣例として定められている単位認定の際の出席要件を生徒が満たせなかつた場合でも、一人一人の実情に応じて柔軟に履修・修得を認められるよう、上記制度改正と併せて促す
- > ICTやオンラインを活用した効果的な支援を進めいくために、国において、教材整備や支援スタッフの配置など、体制・環境整備に向けた支援を行うとともに、柔軟で質の高い学びの普及を図るために、モデルとなる優良事例を創出・発信
- > 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置促進、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センターの設置促進に国において取り組む、
- > 中学校段階で不登校経験を有する生徒が、欠席日数や内申点にかかわらず、安心して高校に進学することができるよう、中学接等において自宅等における学習成績への反映を促す制度改正を進める。高校入学者選抜についても、出席状況のみをもつて不利益な取扱いを行わず、高校で学ぶ意欲・能力を適切に評価するよう実施者に対して配慮を促す

2. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方：生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて② (通信制課程の在り方)

【現状・課題認識】

- ✓ 通信制課程に多様な課題を抱える生徒が多く在籍していることを踏まえれば、生徒を自立した学習者として社会に送り出すために、必要な支援体制を整えていくとともに、少ない登校回数下で、生徒が人間関係を築きながら、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を充実させていくことが重要
- ✓ 通信制が多様な生徒の学びに対するセーフティネットになっていると考えられるが、違法・不適切な学校運営や教育活動が指摘されている通信制高校の例も一部に存在するため、引き続き質の確保・向上を図ることが必要
- ✓ 公立通信制は生徒数が減少傾向にあるが、特に経済的な面にも課題を抱える生徒にとって重要な教育機関であることから、一層の魅力向上・機能強化を図っていく必要。また、中学校等の教職員や生徒・保護者等が通信制課程の制度や特徴などを正しく理解できるように分かりやすく情報を発信するとともに、不登校経験を有する生徒が高校進学後の見通しを持つよう、その実態を調査していくことも重要

【具体的方策】

- ▷ 通信制課程について、引き続き質の確保・向上を図るとともに、全日制・定時制課程に比較して少ない登校回数下で、人間関係を構築しながら、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する環境を整えるために、モデルとなる優良事例を創出・発信するとともに、心理的・福祉的支援やキャリア支援の在り方にに関する調査研究を実施
- ▷ 公立通信制高校等を機能強化し、域内の中心拠点・配信センターとして、遠隔授業や通信教育を活用した学校間連携等のネットワークを構築するモデルを創出
- ▷ 中学校等の教師や生徒・保護者等が通信制課程の制度や特徴等を正しく理解できるよう、文部科学省のHP等における情報の記載の充実を図る
- ▷ 不登校経験を有する生徒が高校に進学した後の見通しを持つよう、不登校の生徒本人に対する継続的な実態調査を実施

2. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方：生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて③ (学校間連携・課程間併修、指導側の環境・体制整備)

【現状・課題認識】

- ✓ 各学校・課程の枠や地理的状況に関わらず、生徒が多様な学びを選択できるようにするため、学校間連携等を推進するこしが考えられ、このために、学期ごとの単位認定への移行や学年による教育課程の区分を設けない単位制への取組を進めいくことも有効
- ✓ あわせて特別な教育的支援を必要とする生徒や日本語指導が必要な生徒等に対する体制整備も進めしていく必要
- ✓ 全てのニーズに対し学校だけで応えていくことは限界もあり、ユニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入やコーディネーターの配置を推進するなど、地域と学校が連携・協働して生徒の成長を育んでいくべき

【具体的方策】

- 公立通信制高校等を機能強化し、域内の中心拠点・配信センターとして、遠隔授業や通信教育を活用した学校間連携等のネットワークを構築するモデルを創出。これにより、原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応する学校間連携等の優良事例を創出し、その普及を図る。あわせて、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行の在り方についても調査研究を実施
- 国において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実に取り組むとともに、研修プログラム・教材作成支援等を通じて心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師を育成
- 国において、通級指導を受けける児童生徒にとつて効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築を行い、これの全国的な普及を図りつつ、校内支援体制の充実に向けて、教職員の配置を含む指導体制等の在り方の検討を進める
- 高校等がNPO法人や企業等の地域の関係団体等と連携し、外国につながる生徒等に対して日本語指導や各種支援を実施する際、国において支援を実施し、総合的な体制の整備を一層進める
- 高校と家庭や地域、企業等の関係機関が連携・協働し、社会全体で生徒の成長を支える環境を整備するため、国において、高校におけるユニティ・スクールの導入、地域学校協働活動推進員等の配置を促進【再掲】

3. 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進：全ての生徒の学びの充実に向けて

【現状・課題認識】

- ✓ 高校では、
 - ・平日・休日ともに、約3割の生徒が家や塾で学習を「しない」と回答
 - ・学校での学びと満足度・理解度についても、中学生以上が上がるほどもに低下傾向
 - ・「自らの参加により社会現象が変えられるかもしない」という意識等が国際的に低い
 - ・高校入学段階で、入試難易度や属性、これらに対する大人の価値観などに影響を受けて自身を評価
 - ・文理横断型の教育が求められる中、約3分の2の高校は文理のコース分けを実施し、特定の教科を十分に学習しない傾向
- ✓ 生徒が高い意欲を持って学習し、自身の可能性や能力を最大限伸長できるよう、社会に開かれた教育課程の実現や、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学び・実践的な学びの推進が必要。先進事例を今後いかに全国に広げていくかが課題
- ✓ これに向けて、指導側の体制・環境整備、コミュニケーション・スクールやコーディネーター配置の推進等による国内外の関係機関とも連携・協働した教育活動の展開が重要。専門高校においても、企業等の人材が教育・運営に参画して教育課程の刷新・実践を行う取組を引き続き支援するとともに、進学希望の生徒への支援充実なども重要な
- ✓ 生徒の可能性・能力を最大限伸長するとともに将来の自らの在り方・社会との関わり方を展望する意識を養い、「生徒を主語」にして、生徒が希望する進路選択を支援していくことが必要

【具体的方策】

- 探究・文理横断・実践的な学びの推進と、これによる高校の特色化・魅力化として有効な普通科改革を進めるため、新しい普通科の設置に当たって義務化されている関係機関等との連携協力体制の整備や、配置が努力義務化されているコーディネーターの配置を支援。加えて、そのコーディネーターの育成や活用を支援するための全国プラットフォーム構築を引き続き進める
- 国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決や学術的な問い合わせや探求的な学びを推進するため、グローバル人材育成に資する拠点校の整備など国際的な教育を行つ高校の整備推進・運営支援を国において実施
- スーパーサイエンスハイスクール(SSH)の取組を更に充実させ、高校段階における生徒の理科系教育への興味・関心をより一層高める

【具体的方策(続き)】

- ▶ 車門高校において、企業等の外部の方が学校運営に参画し、教育界と産業界等をつなぐ役割を持つた人材が伴走しながら、協働して社会に開かれた教育課程を実現する取組において、優良な先進事例を発信するとともに、産業界等と専門高校の連携・協働の強化、取組の横展開に向けた支援を国において実施
- ▶ 教師が本務に集中できるよう、学校における働き方改革を国において総合的に推進。また、各高校においては、肥大化しがちな教育活動や業務内容をスクール・ボルダーを基準にして精選・重点化を図る
- ▶ 教師が効果的・効率的に研修を受講できるよう、多様な主体がオンライン研修コンテンツを開発する取組を支援。また、教師自らの課題を探求する力や、探究的な学びをデザインし、マネジメントする力の育成に向けて、国と教育委員会や大学等が連携し、教師が自ら問いを立て、協働的に探究する探究型の研修開発・普及を実施
- ▶ 大学入学者選抜において、思考力・表現力・判断力等を適切に評価するなど、学力の3要素の多面的な評価への速やかな改善を促すため、国において必要な取組を進めます。大学・学部のアドミッションポリシーに基づき、大学入学者選抜の在り方を適切に見直す必要があることについて国から大学に対して効果的に促す。その際、文理横断的な学びを進める観点から、高学年段階における取組と併せて、人文・社会科学系における理系科目や、自然科学系における文系科目の設定といつた、大学入学後における出題科目の見直し等も促進。また、高校段階からの大学の教育課程の先取り履修や、当該先取り履修の大學生後の単位認定、大学と連携した探究活動など、高校教育と大学教育の連携を推進していくことも重要
- ▶ 高校と家庭や地域、企業等の関係機関が連携・協働し、社会全体で生徒の成長を支える環境を整備するため、国において、高校におけるコミュニケーション・スクールの導入、地域学技協働活動推進員等の配置を促進【再掲】
- ▶ 公立通信制高校等を機能強化し、域内の中心拠点・配信センターとして、遠隔授業や通信教育を活用した学校間連携等のネットワークを構築するモデルを創出。これにより、原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応する学校間連携等の優良事例を創出し、その普及を図る。あわせて、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行の在り方についても調査研究を実施【再掲】

高等学校学習指導要領の前文では、「一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになること」が求められる」とあり、各高校が、教育活動を通じてこの理念を体現していくことが必要である。

また、以下の項目についても継続的な検討が求められ、これらを含めたこれからの中等教育の在り方にについて、議論を続けていくことが必要です。

- ・ 生徒の多様な学習ニーズに応えるための遠隔授業配信センターの体制等の在り方について
- ・ 全日制・定時制・通信制という課程の区分に関する見直しについて
- ・ いすれの高校においても、全ての生徒の可能性を引き出し、生徒が、社会の一員となるための多様な資質・能力を身につけて次ステップに移行することができる教育システムを一層構築するために、必要な取組とその支援の在り方について
- ・ 「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えながら各教科等における学びを充実させるとともに、文理横断的な学びや実践的な学びを一層進める上で必要な体制・環境について
- ・ 次期高等学校学習指導要領に関する見直し等も踏まえた、今後の望ましい在り方について
- ・ 高校がやるべきことの整理・明確化、学校における働き方改革の推進や、教職員の配置を含む高校の指導体制の充実のための方策について

その際、国、高校、教育委員会・学校法人等の高校の設置者、家庭、地元自治体、産業界、学校以外の生徒支援機関など、それぞれの関係機関が実施すべきことを明確化することに留意しながら、検討を進めるべき立てるに留意しながら、検討を進めるべき

また、一つの学校の中だけで教育活動や期待される機能・役割の全てを果たそうとする閉ざされた考え方からの脱却を図るとともに、各高校において展開可能な教育活動には学校長の判断の下に多くの可能性があるとの認識を持ち、今後、高校教育を真に社会に開かれたものとしていくことが期待される

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について
(令和5年5月22日中央教育審議会諮詢)【概要】

学校や教師を取り巻く環境

学校を取り巻く環境の変化

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0の時代」、先行き不透明・予測困難な「VUCA」の時代の到来
- 2050年には、生産年齢人口が現在の約3/4に減少、過去10年間で公立小中学校の児童生徒数が約1割減少
- 特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒・不登校児童生徒の増加、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子供の抱える困難の多様化・複雑化
- GIGAスクール構想による1人1台端末環境の実現、教育DXの推進によるデジタル技術とデータを活用した知見の共有と新たな教育価値の創出の必要性

「令和の日本型学校教育」の実装を直接担う教師を取り巻く環境

<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

平成28年度実施の前回調査との比較では、教師の時間外勤務の状況は一定程度改善。一方、依然として長時間勤務の教師が多い実態も明らかに。

全国的に教師不足が指摘されている憂慮すべき状況。

我が国は学校教育の中核であり、その成否を左右する教師に質の高い人材を確保することが必須であり、抜本的に教職の協力を向上させることが緊急の課題

- ・教師に係る勤務制度を含めた一層実効性ある働き方改革の推進 一体的・総合的な
- ・教師の給与に関する枠組みの見直しを含む処遇の改善 推進が不可欠
- ・学校の指導・運営体制の充実

具体的な検討事項

①更なる学校における働き方改革の在り方について

- ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、更なる役割分担・適正化を推進する観点から学校・教師が担う業務の在り方
- ・「上限指針」の実効性を高めることができる仕組みの在り方
- ・各教育委員会における学校の働き方改革の取組状況等を「見える化」するための枠組みの在り方
- ・健康及び福祉の確保の観点からの、長時間の時間外勤務を抑制するための仕組みの在り方 等

②教師の処遇改善の在り方について

- ・教師の職務と勤務態様の特殊性を踏まえて、勤務時間の内外を問わず教師の職務を包括的に評価し、一律給料月額の4%を支給することとしている教職調整額及び超勤4項目の在り方
- ・教育が教師の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいなど勤務の特殊性に対する考え方
- ・現在の学校現場の状況や県費負担教職員制度等を踏まえた時間外勤務手当の支給に対する考え方
- ・教師の意欲や能力の向上に資する給与制度や教師の職務等に応じた給与のメリハリの在り方 等

③学校の指導・運営体制の充実の在り方について

- ・義務教育9年間を見通すことにも留意した、より柔軟な学級編制や教職員配置の在り方
- ・子供や学校、地域の実態に応じた柔軟な教育活動の実施の在り方
- ・35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえた、中学校を含めた、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築の在り方
- ・教育の質の向上と教師の負担軽減のための小学校高学年における教科担任制の在り方
- ・教員業務支援員等の支援スタッフの配置の在り方 等

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策 (提言)

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

令和5年8月28日
中央教育審議会初等中等教育分科会
質の高い教師の確保特別部会

【緊急提言】

教師を取り巻く環境整備について、直ちに取り組むべき事項として、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき、主体的に以下の各事項に取り組む必要がある。

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進
2. 学校における働き方改革の実効性の向上等
3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は、子供たちの人生に大きな影響を与え、子供たちの成長を直接感じができる素晴らしい職業であり、教師や友人との学校生活は、卒業後も子供たちの心中に残り続けるものである。そして、これまで、我が国の学校教育が世界に誇るべき成果を上げることができたのは、高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるものであることは言うまでもない。

他方で、子供たちが抱える困難が多様化・複雑化するとともに、保護者や地域の学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、結果として業務が積み上がり、教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあると言っても過言ではない。

このため、平成31(2019)年1月の中央教育審議会答申¹（以下「学校における働き方改革答申」という。）を踏まえ、令和元(2019)年の給特法²改正を踏まえた勤務時間の上限等を定める「指針」³が策定されるとともに、小学校における35人学級の計画的な整備や高学年教科担任制の推進等のための教職員定数の改善、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実、部活動の見直し、教員免許更新制の発展的解消、校務のデジタル化等の学校DXの推進など、様々な取組が総合的に進められてきた。その結果、教師の時間外在校等時間の状況は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多いという勤務実態⁴が明らかとなっている。

¹ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（答申）。

² 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）

³ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示）

⁴ 令和4(2022)年度実施の教員勤務実態調査速報値を参照。

また、大量退職・大量採用などの状況⁵の中で全国的に教師不足が指摘されていることも憂慮すべき状況であり、危機感を持って受け止める必要がある。

このような状況を改善し、より持続可能な学校の指導・運営体制を構築していくためには、改めて教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要がある。具体的には、

- ①国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体が自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組むこと
- ②保護者や地域住民、企業など、社会全体が一丸となって上記の課題に対応していくこと

が極めて重要である。

その上で、国は、先頭に立って教師を取り巻く環境整備のための支援を充実することはもとより、広く社会全体で認識を共有しつつ、都道府県、市町村、各学校などの取組を後押しするための強力なメッセージを発信するとともに、各地方自治体の創意工夫により創出された好事例の横展開を図るなどの役割を果たすことが必要である。また、本特別部会における今後の検討を踏まえつつ、本緊急提言において掲げた各取組も含め、改革の具体的な工程を示すことを求めたい。

今般の改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイング⁶を確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようになります。そのことを常に原点としながら改革を進めていく必要がある。また、高度専門職である教師が、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、働き方改革により創出した時間も活用しつつ、教職生涯を通じて新しい知識・技能等を効率的・効果的に学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たすとともに、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質能力の向上により、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要である。

このような中、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」⁷（以下「骨太方針 2023」という。）に、「質の高い公教育の再生」に向け、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進めること、2024 年度から 3 年間を集中改革期間とすることなどが盛り込まれたことは、今後の取組の指針として、質の高い教師の確保に向けた各施策の推進にあたり大きな意義を有する。

本特別部会としては、上記のような基本的な認識に立って、まずは、できることを

⁵ 大量退職・大量採用により若手教師が増加する中での産・育休の増加等による臨時講師の需要増加に対して、採用数の拡大により既卒受験者の多くが正規教員として採用されたことにより、臨時講師のなり手が減少。

⁶ ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。（教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定））

⁷ 令和 5(2023) 年 6 月 16 日閣議決定。

直ちに行うという考え方のもと、今回、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、これで終わりではない。今後、骨太方針 2023 を踏まえ、制度的な対応が必要な施策の具体的な検討を含む広範多岐にわたる諮問事項について丁寧に議論を進めていく予定であり、本緊急提言に掲げた取組の進捗状況等も必要に応じて議論に反映させ、答申に盛り込んでいきたいと考えている。

各主体は、取組のスクラップアンドビルトを改めて徹底し、来年度に向けて準備が必要なものは今から計画的に取り組むとともに、今年度からできることは直ちに着手すること等を通じて、多くの教師が「変わってきた」という実感を持つことができるようにしていくことが重要である。特に、これから長い教職人生を歩む若手教師をはじめとする全ての教師はもとより、教師を志す学生等にとっても、学校が、働きやすさと働きがいを両立する職場であることは重要なことである。

教師を取り巻く厳しい状況は、ともすれば全ての学校で同様に生じているように語られることもあるが、全国には、自律的な運営を目指して努力し、成果を出している地方自治体や学校がある。取組次第で改善が可能なものもあり、好事例を積極的に取り入れ、各主体が、下記に示す施策に取り組むことが必要である。

教師を取り巻く環境をより良いものとすることは待ったなしの状況であり、国において、「3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」に掲げた取組を中心とした支援を充実させていくことは当然のことであるが、各主体においても、長時間勤務の背景や要因を考慮しつつ、従来の慣習や固定観念にとらわれることなく、試行しながら、「まずは取り組む」ことを優先し、柔軟かつ機動的に見直しを重ねていくことを期待したい。

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組

- 「学校・教師が担う業務に係る3分類」⁸については、その取組が一定程度進捗しているものの、地方自治体・学校間の取組状況に差がある。このため、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、本特別部会として、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」(別添)を取りまとめた。具体的な対応策の好事例を横展開し、それぞれの主体において、「対応策の例」をもとに、3分類に基づく14の取組の徹底を図る必要がある。
例えば、教師にとって負担感が強い業務の一つである「調査・統計への回答等」の改善のためには、国による調査の内容の見直しや精選の推進等のみならず、都道府県や市町村において独自に実施する調査等の見直しや学校等への一律の依頼や配布を各教育委員会の判断で控えることや、公的な機関の業務上の必要性に基づく調査以外の任意調査等については各学校の判断で回答を控えること等、そ

⁸ 学校における働き方改革答申において、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理。

⁹ 別添「対応策の例」参照。

これらの主体が自らの役割を積極的に果たさなければ、実感を伴う負担軽減にはつながらない点に留意が必要である。

- この点を踏まえ、特に、服務を監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）は、学校・家庭・地域に近い立場として、本提言等も活用しながら、業務の優先順位を踏まえて思い切った廃止を打ち出す等、真に必要な取組に精選することが、教育の質の向上の観点から重要であるという認識を学校・家庭・地域とも共有しつつ、業務の適正化のために必要な予算措置等も含め主体的な役割を果たす必要がある。

また、学校は、働き方改革の取組状況を把握し、更なる業務改善に活用するため、文部科学省が作成した「働き方改革チェックシート」¹⁰も活用し、校内で課題と改善のイメージを共有しつつ、取組を一層推進する必要がある。

そして、国は、それぞれの主体が令和6年度に向けて適切に対応策を講じているかどうかについて、「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を通じて客観的にフォローアップし、教育委員会及び学校における具体的な取組の促進を図る必要がある。

（2）各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

- 全ての学校で、管理職はもちろん、教師一人一人がカリキュラム・マネジメントの充実に努めることが重要であり、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施¹¹している学校が一定数存在する状況も踏まえ、以下の観点から、全ての学校において、授業時数について点検した上で、令和6年度以降の教育課程の編成に臨む必要がある。

- ・児童生徒の学習状況等や教職員の勤務の状況
- ・当該校における近年の休校や学級閉鎖等の状況
- ・教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫¹²が可能かどうか
- ・指導体制の見直し・改善が可能かどうか

なお、上記の観点を踏まえ、可能な学校においては、各学校の実情を踏まえ、令和6年度を待つことなく、今年度途中からであっても改善を進めるべきである。

¹⁰ 全国の学校における働き方改革事例集（令和5年3月改訂版）（以下「働き方改革事例集」という。）に添付。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00008.html

¹¹ 標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したもの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとしているものではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はない。（「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について（平成31年3月29日付初等中等教育局長通知）」や「「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について（令和5年4月21日付事務連絡）」など）。

¹² 「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について（令和5年4月21日付事務連絡）の別紙参照。
https://www.mext.go.jp/content/20230421-mext_kyoeiku02_000029047_03.pdf

- 特に、令和5年度当初において標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上¹³⁾）いる教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画とする必要がある。当該学校を所管する教育委員会は、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導助言する必要がある。
- 学校行事に係る負担の軽減¹⁴⁾に関しては、運動会での開会式の簡素化や全体行進を省略することで全体での練習時間を減らしたり、入学式・卒業式における慣例的・形式的な要素を見直すことで式典時間を短縮したりする等の取組例もある。このため、学校は、これらも参考としつつ、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化を図る必要がある。
また、学校行事の事前準備・運営に当たって、教員業務支援員等と連携するマネジメントを徹底することや準備の簡素化、省力化等を進める必要がある。

(3) ICT の活用による校務効率化の推進

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に必要不可欠なツールであるとともに、教師の長時間勤務を解消し、働き方改革を実現する上でも極めて大きな役割を果たすICTは、もはや学校現場に必須のものであり、国の支援等も活用し、教育委員会は設置する学校のICT環境整備を進めるとともに、学校は、更なる活用を図る必要がある。
特に、教員勤務実態調査速報値の結果では、授業準備や成績処理に従事する時間にばらつきがあることが明らかになっていることを踏まえ、一人一台端末の積極的な活用や、汎用のクラウドツールを活用した教職員間での情報交換の励行や会議資料のペーパーレス化、民間企業向けクラウドツールの転用による校務処理の負担軽減を図るとともに、スケジュール管理のオンライン化や、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなどの取組を進める必要がある。
- 生成AIについて、国は、個人情報や機密情報の保護に細心の注意を払いながら、教員研修など準備が整った学校での実証研究を推進し、多くの学校での活用に向けた実践例を創出することを含め、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として活用を推進する必要がある。また、国は、蓄積した知見を踏まえ、生成AIの校務への活用推進に向けた方針を示す必要がある。

¹³⁾ 学校における働き方改革答申において標準授業時数を大きく上回った授業時数と指摘

¹⁴⁾ 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果では、学校行事の準備・運営に係る取組状況は少しずつ向上しており、教員勤務実態調査速報値の結果では、行事の精選等について前向きな回答も多いものの、学校行事に係る業務に従事する時間にばらつきがあることが明らかになっている。

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

- 保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくため、学校は、業務の適正化¹⁵に向けて、学校における働き方改革について学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱う必要がある。国は、こうした取組の実効性を高めるため、学校運営協議会制度¹⁶の導入の更なる加速化や、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置充実に向け、教育委員会等の取組を支援する必要がある。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等¹⁷の学校のみでは解決が難しい事案について学校運営上の大きな課題との認識が強まっている中、保護者等との信頼関係構築に当たっては、以下の考え方に基づき対応していく必要がある。
 - ・ 教師と保護者や地域住民は、それぞれの役割を尊重した上で、信頼に基づいた対等な関係を構築し、次代を担う子供たちの育成という共通の目標のもと連携・協働して学校づくりを進めることが重要であること。
 - ・ 保護者や地域住民からの要望や提案等について、教師が個人として対応するのではなく、学校が組織として対応することが重要であること。一方で、過剰な苦情や不当な要求等の学校だけでは解決が難しい事案については、教育委員会等の行政の責任において対応することができる体制の構築が重要であること。その際、必要に応じて教育委員会が首長部局から支援を受けることも重要なことである。
 - ・ 行政による対応に当たっては、所管の教育委員会の役割が重要であるほか、都道府県教育委員会においても、広域自治体として、困難を抱える学校を積極的に支援することが求められること。
- 上記に示す考え方を踏まえ、教育委員会等の行政による支援体制を構築するため、国において、全国にモデルとなる事例の創出を行うこと等を通じて、教育委員会の取組を支援していく必要がある。
- 加えて、首長部局と教育委員会が一体となって取組を推進するため、国において、働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について、各地方自治体が総合教育会議で積極的に取り上げるべき議題として例示する必要がある。

(2) 健康及び福祉の確保の徹底

- 教師の健康及び福祉の確保の観点からの「指針」の実効性を高めるための仕組みの在り方を含め、長時間の時間外勤務を抑制するための仕組みの在り方等については、今後、丁寧に議論を進めていく必要があるが、まずは、教師の健康及び福祉の確保に向けて以下の取組を講じる必要がある。

¹⁵ 「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく取組の推進。

¹⁶ 全国の公立学校における導入率：42.9%（令和4年5月現在）

¹⁷ 学校や教師に対して保護者等からの苦情や要求が極めて多数寄せられる状況等を含む。

- ・ 教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えている場合などにおける服務監督教育委員会による学校の業務の検証や見直し、必要な環境整備等の取組の実施について、国において取組の改善・徹底を一層促す。
 - ・ 環境整備等の一方策として、「指針」に規定されている「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組（勤務間インターバル）の実施¹⁸に向け、国及び服務監督教育委員会は、学校における効果的な在り方の検討を進める。
 - ・ 休憩時間の設定については、放課後に設定した上で、当該時間には職員会議を開催しないこととした等の取組例もあることから、学校は、これらも参考としつつ、教師が勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保することができるよう取り組む。
- 精神疾患による長期療養者数が過去最高となる中、国は、服務監督教育委員会において、有効なメンタルヘルス対策（予防や早期発見・対応、休職期間中における復職に向けた支援、復職後のフォローアップ等）を実施できるよう、個別の要因分析や対策の好事例を創出する必要がある。

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

- 服務監督教育委員会及び学校における教師の勤務時間管理について、ICTの活用やタイムカードなどによる客観的な在校等時間の把握¹⁹は当然の前提とした上で、都道府県、市町村、学校において異なるシステム等が運用されている中、公平な「見える化」に向けた基盤づくりとして、国において、在校等時間の把握方法等を改めて周知・徹底するとともに、その実現に向け各教育委員会等の状況を丁寧に確認する必要がある。

教育委員会及び学校は、改めて周知された把握方法に基づき在校等時間の客観的な把握を徹底する必要がある。

¹⁸ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）においては、公務員についても勤務間インターバルの確保に取り組むとされている。

¹⁹ 「指針」において在校等時間は以下のとおり規定。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくもの。
イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ニ 休憩時間

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1) 教職員定数の改善

○ 学級編制や教職員配置の在り方等²⁰については、今後、丁寧に議論を深めていく必要があるが、まずは、国において、骨太方針 2023 に示された「小学校高学年の教科担任制の強化」などの教職員定数の改善を図る必要がある。

小学校高学年の教科担任制は、子供たちが早期から専門的な教科指導を受けられるとともに教師にとって持ちコマ数の軽減等に資するなど、教育の質の向上と学校における働き方改革の両方の観点から効果的な取組²¹であり、令和 4 年度から 4 年程度かけて段階的に取組を進めることとされている。この取組により、令和 7 年度には、計算上、小学校高学年の学級担任の週当たり授業時数は 3.5 コマ程度の軽減が図られる予定であり、国においては、この措置を令和 6 年度に前倒しして実施することなど、例年を超える教職員定数の改善を図り、教師を取り巻く環境整備を加速化する必要がある。

(2) 支援スタッフの配置充実

○ 支援スタッフの配置の在り方等については、今後、丁寧に議論を深めていく必要があるが、まずは、国において、骨太方針 2023 に示された「教員業務支援員の小・中学校への配置拡大」を踏まえ、教員業務支援員を全小・中学校に配置していくことを目指すべきである。

教員業務支援員は、教師が教師でなければできない業務に集中できるようにするため、学習プリント等の準備や来客・電話対応等をサポートする業務に従事しているが、現在、予算上は 14 学級以上の小・中学校への配置規模にとどまっており、速やかに改善する必要がある。

また、教員勤務実態調査速報値によると、前回調査に引き続き、副校长・教頭の在校時間が最も長時間となっていること²²等を踏まえ、副校长・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援し、学校全体の運営改善を図っていく必要がある。

加えて、特に急増する不登校児童生徒にきめ細かな支援を行っていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのほか、校内教育支援センターの設置促進のための学習指導員の配置充実を図る必要がある。

さらに、部活動の地域連携や地域クラブへの移行に向けた環境整備に当たって、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を促進するため、部活動指導員の配置充実も図る必要がある。

²⁰ 骨太方針 2023 では、「35 人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。」とされている。

²¹ 教科担任制のほか、2 クラスを 3 人で担任するなどの「グループ担任制」によって、学級担任の業務負担削減やチームとしての生徒指導に繋げている事例（働き方改革事例集 P127～134）や、地方自治体独自の取組として小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置すること等により学年経営を強化している事例もある。

https://www.mext.go.jp/content/20230320-mxt_syoto01-000028353_1.pdf

²² 長時間勤務の副校长・教頭は「学校経営」「事務（その他）」に多く時間を費やしているとの現状も明らかになっている。（第 2 回質の高い教師の確保特別部会資料 1 より）

(3) 処遇改善

- 教師の処遇改善については、骨太方針 2023 に「職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す」と示されたことを踏まえ、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、その上でなお、学校を取り巻く環境が大きく変化する中、職務の負荷や職責を踏まえ、国において、先行して、主任手当や管理職手当の額について、速やかに改善を図る必要がある。

(4) 教師のなり手の確保

- 質の高い教師を確保するためには、更なる働き方改革の推進、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が必要であり、今後、環境整備の在り方について丁寧に議論を深めていく必要がある。これに加え、国において、教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信や、学校における人材需要と入職希望者のマッチングの効率化や入職前研修等を行う取組への支援、骨太方針 2023 に示された「大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討」を進める必要がある。

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

（令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、できることを直ちに行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諸問題について更に議論を進める予定。

取組の具体策

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

- (1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組
 - ・国、都道府県、市町村、各学校のそれぞれの主体ごとに、具体的な対応策の好事例を横展開
- (2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し
 - ・全ての学校で授業時数について点検し、特に、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる学校は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画に見直し
 - ・学校行事について、精選・重点化、準備の簡素化・省力化
- (3) ICTの活用による校務効率化の推進
 - ・学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

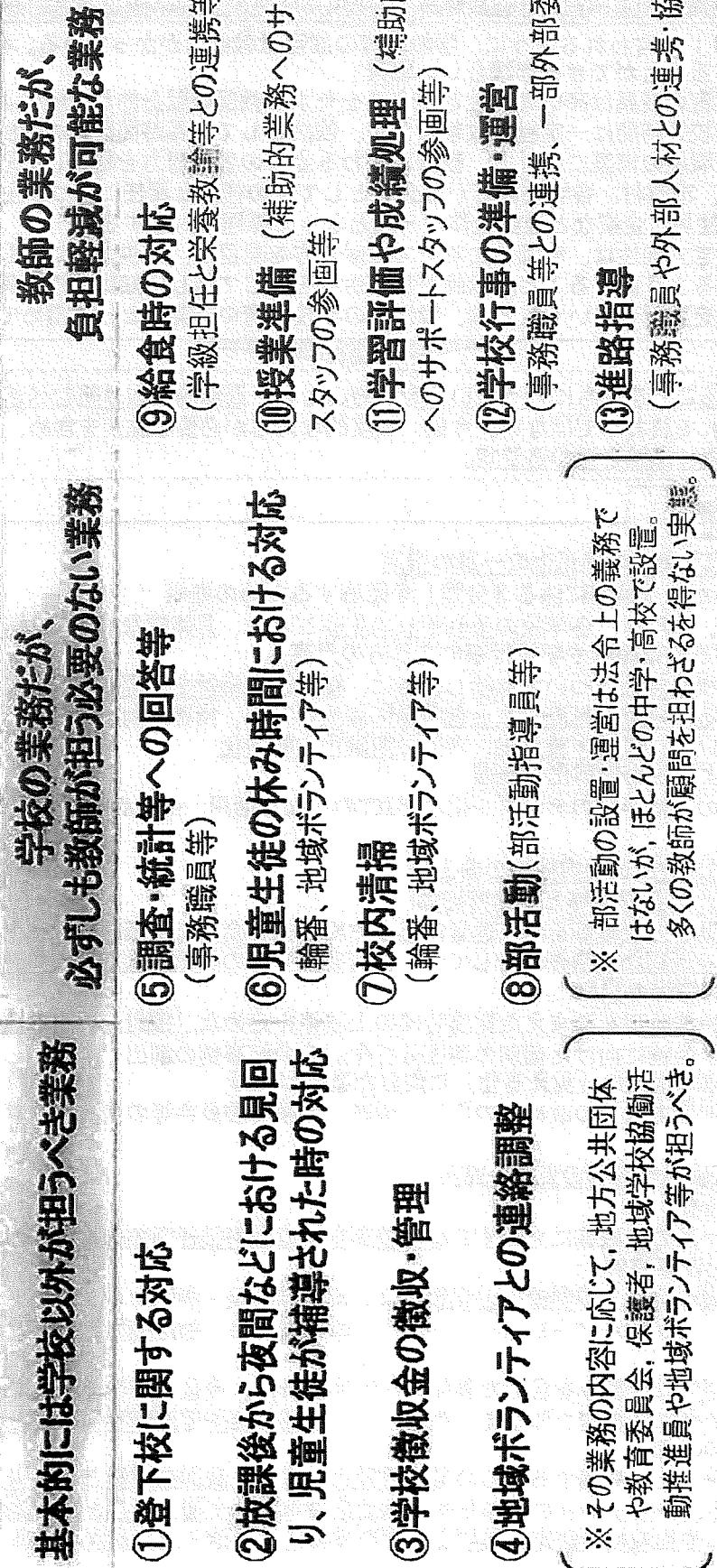
- (1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働
 - ・学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化
 - ・保護者等からの過剰な苦情等に対しては、教育委員会等の行政による支援体制を構築
- (2) 健康及び福祉の確保の徹底
 - ・令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた「指針」の実効性の向上
 - ・メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出
- (3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり
 - ・在校等時間の把握方法等の改めての周知・徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

- (1) 教職員定数の改善
 - ・教師の持ちコマ数の軽減等にも資する小学校高学年の教科担任制の強化などの教職員定数の改善
- (2) 支援スタッフの配置充実
 - ・教員業務支援員の全小・中学校への配置をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実
- (3) 処遇改善
 - ・給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、主任手当や管理職手当の額を速やかに改善
- (4) 教師のなり手の確保
 - ・教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を推進

学校・教師が担う業務に係る3分類

- 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申（※）で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。



※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）（平成31年1月25日）

- この度、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会として、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」を取りまとめ。



文部科学大臣メッセージ

～子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に～

学校における働き方改革「元年」と言える2019年から約4年、皆様のご尽力のおかげで、教員勤務実態調査では在校等時間が減少しましたが、依然として長時間勤務の教師が多い実態も明らかになっています。この改革の目的は、働き方の改善により教師が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くこと等を通じて、子供たちにより良い教育を存分に行うことができるようになります。今後は、2024年度からの3年間を集中改革期間とし、政府全体として質の高い公教育の再生に向け、働き方改革、待遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進めていきますが、教師を取り巻く環境をより良いものとすることは待ったなしであるため、直ちにできることに關し、文部科学大臣としてメッセージをお伝えします。

1. 国が先頭に立って改革を進めます

教師を取り巻く環境整備の加速化に向け、これまで以上に力強く教育予算を確保します。教師の待遇については、約50年ぶりの抜本的改善に向け今後議論を深めていきますが、今からすぐ取り組めることとして、大幅な教職員定数の改善や支援スタッフの大胆な配置充実、教師のなり手の確保に向けた取組を進めます。

また、国・地方自治体・各学校が行う業務の精選・見直しを国が率先して示します。今回の中央教育審議会の提言でも、学校行事の真に必要なものへの精選・見直し、登校時間の見直し等が例示されています。「やめようと思っても、様々な理由によりやめられない」との声は私にも届いていますが、働き方改革そしてその先のより良い教育につながる取組は、文部科学省として全力で応援しますので、このメッセージを業務改善に向けた旗印としてご活用ください。

2. 学校・教育委員会は、できることは直ちに実行を

働き方改革は国だけでは進みません。改めて、一人一人の教師の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直し等の責任を有しているのは各校長であり服務を監督する各教育委員会であるということを、すべての校長先生及び教育長の方々にご確認いただきたいと思います。これまでの取組で効果の見られた好事例は相当蓄積されており、徹底した実行に移すべき時です。提言では、例えば、標準授業時数を大幅に上回っている教育課程編成の見直しをはじめ各主体において求められる対応が整理されておりますので、各学校の課題を踏まえ、今からできることは直ちに着手いただきますよう、お願ひします。

3. 保護者・地域住民の皆様へ

デジタル化の進展など急激に変化する時代の中で、今学校は、子供たちが主体的に創造力を豊かに次代を生きる力を育てるため、教育の質の向上に取り組んでいます。教師が教師でなければできない業務に集中してこの課題を達成するため、学校・家庭・地域の連携分担や学校の働き方改革が必要であり、皆様の力がこれまで以上に求められています。更なる連携・協働のためには、国や地方自治体がメッセージを発するとともに、学校が保護者・地域住民の皆様とより積極的にコミュニケーションを図ることが必要です。その際、業務の優先順位を踏まえた思い切った精選・見直しや教師と保護者・地域住民の皆様との役割分担の見直し等の相談についても、ご理解とご支援をいただければ幸いです。

令和5年(2023年)8月29日

文部科学大臣 永岡 桂子

「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（諮問）」に対する意見

団体名 全国高等学校長協会

諮問の内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

質の高い教師の確保のための環境整備にあたっては、我が国が教育を最も重要なもののひとつとし、社会全体が学校教育を支えていかなければならないといった社会全体の価値観、すなわち「教育へのリスペクト」を醸成していく必要がある。

環境整備は、小・中学校だけではなく、高等学校や特別支援学校などを含めた一体的な議論をすべきである。その際、高等学校については校種、課程、学科や設置者、学校規模、学校の特色等が学校間で異なるといった事情（多様性への対応等）を十分に踏まえた検討が必要である。

さらに、高等学校教育においては、進展する超少子化による学校規模の縮小や統廃合が急速に進んでおり、地域間の教育格差を拡大させないためには、以下の観点を踏まえて国が主導的な役割を果たすことを期待する。

1 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進について

- 高等学校では、大学入試等に対応するため標準単位数を上回る教育課程編成が必要になっている。公立学校と私立学校、高等学校と中高一貫校の違いもあり、大学入試の在り方など広い視野からの検討が必要である。
- 学校行事や部活動は各高等学校の特色に応じて行われており、それらを入学の動機とする生徒は少なくなく、その教育的意義については論を俟たない。このことを踏まえ、教育の質を低下させることのない教員の業務削減を目指すことが大切である。その結果、教員の人員が不足するのであれば、教員定数の在り方を見直すことも必要である。
- ICTの活用による校務効率化は有効であるが、学校間や自治体・設置者によって異なるシステムを導入することは、大学入学者選抜における調査書の活用などで不都合を生じさせる。国の主導により、標準化されたシステム開発を検討すべきである。

2 学校における働き方改革の実効性の向上等について

- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等は、教員や管理職にとって大きな負担となっており、教育委員会等による支援体制を構築することは重要である。
- 教師の健康及び福祉の確保の観点から、労働時間の縮減は喫緊の課題であるが、いたずらな業務削減により教育の質の低下を招いてはいけない。

3 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実について

- 義務教育ではない高等学校における教員数は、設置者により柔軟な対応が可能であるが、地域による教育格差を生じさせないよう、国が十分な支援を行う必要がある。
- 将来の我が国を担う人材を育成する高等学校教員においても業務削減の取組は進んでいるが、多様化、複雑化する生徒への個別最適な支援が一層必要となっている。高等学校教育の質を低下させないためにも、教員増員を検討すべきである。
- 教員以外の学校運営を専門的に担う専任職員の配置を検討すべきである。専任でない支援スタッフの場合、人材確保や支援スタッフへの指示、不祥事防止などの研修等が学校現場の負担にならないよう注意する必要がある。
- 教師のなり手の確保に向けて、教員の待遇改善は重要かつ喫緊の課題である。職務や勤務の状況に応じたメリハリある給与体系の改善を行うだけでなく、人材確保法の意義を踏まえた検討が必要ではないか。また、将来の教職を担う大学生、大学院生に対して、給付型奨学金の充実とともに、貸与型奨学金においても、一定期間教職に就いた場合には返済が免除される規定の導入などが必要である。

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

令和5年度補正予算額 100億円 文部科学省

現状・課題

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要

事業内容

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びを強化する学校などに対して、そのため必要な環境整備の経費を支援する

●支援対象：公立・私立の高等学校等

●補助上限額：1,000万円/校（1,000校程度）

●補助率：定額補助

○求める具体的な取組例

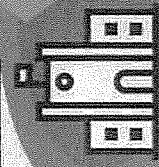
- ・情報Ⅱや数学Ⅱ・B、数学Ⅲ・C等の履修推進（遠隔授業の活用を含む）
- ・情報、数学等を重視した学科への転換、コースの設置（文理横断的な学びによる新しい普通科への学科転換、コースの設置等）
- ・デジタルを活用した文理横断的な探究的な学びの実施
- ・デジタルもののつくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- ・高大接続の強化や多面的な高校入試の実施
- ・地方の小規模校において從来開設されていない理数系科目（数学Ⅲ等）の遠隔授業による実施
- ・専門高校において、大学等と連携したより高度な専門教科指導の実施、実践的な学びを評価する総合選抜の実施等の高大接続の強化

○支援対象例

- ICT機器整備（ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等）、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費等

成長分野の
担い手増加

デジタル等成長分野の学部
・学科への進学者の増



- ・大学段階における理工系学部
- ・学科の増
- ・自然科学（理系）分野の学生割合5割目標
- ・デジタル人材の増

【事業スキーム】



補助

学校設置者

高等学校改革の推進

令和6年度予算額（案）
8億円
(前年度予算額)
8億円
文部科学省

探究・文理横断型実践的な学びの推進
多様な学習ニーズへの対応と質保証を実現する。

◆新時代に対応した高等学校改革推進事業

①普通科改革支援事業（拡充）

新しい普通科（学際領域学科、地域社会学科等）を設置する予定の高等学校等に対し関係機関等との連携協力体制の整備やコーディネーターの配置等を支援（新規7箇所）
②創造的教育実践プログラム
教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成、デジタル人材育成を目指し、遠隔・オンライン教育を活用した新しい時代の学びの創造
③高校コーディネーター全国プラットフォーム構築事業
高校ごとに地域、関係団体等をつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームの構築 等

◆マイスター・ハイスクール

（次世代地域産業人材育成刷新事業）

251百万円（253百万円）
専門高校ご産業界等が一体となり、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成の推進
①先進的取組
産業界等と一緒にした教育課程開発等や、広域ネットワーク中核拠点（新規4箇所）
②産業界等との連携強化に関する取組
産業界等との連携体制の強化プロセスを実践研究（新規7箇所） 等

◆WWIコンソーシアム構築支援事業

（206百万円）

国内外の大学等との連携によって社会課題の解決に向けた探求的な学びを通じた高校教育改革等の推進
①カリキュラム開発
グローバルな社会課題の解決に向けた探求的な学びを実現するカリキュラムの開発等
②グローバル人材育成の強化（新規）
コロナ禍の影響で限定的となつた、インバウンド・アウトバウンド両方の海外交流推進（新規10箇所） 等

◆高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

100億円 令和5年度補正予算額

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する
柔軟で質の高い学びの推進

◆各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

①遠隔・通信等も活用した、学びの機会の充実ネットワークの構築

多様な学習ニーズに応えるため、通信制高校や教育センター等を中心拠点として遠隔教育や通信教育を活用した積極的な域内の学校間の連携・併修ネットワークの構築（新規13箇所）
②都道府県の枠組みを超えた、高等学校連携ネットワークの構築

生徒同士の学び合いの深化等のため、複数高校での合同授業の実施や指導者・外部人材等のリースの共有による都道府県の枠組みを超えた複数の高等学校により構成される学校群ネットワークの構築（新規1箇所（民間等）） 等

◆高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

70百万円（77百万円）

不登校生徒等の学び実践支援策
①オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究（新規）
全日制・定時制高校の不登校傾向にある生徒が学びを継続できるよう、オンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する事例の創出（新規3箇所）
②通信制高校の学び充実支援事業
不登校傾向の生徒が進学する選択肢である通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付かれるよう、生徒の状況に応じた支援を行いつつ、個別最適な学びの一体的な充実を通して主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施（新規3箇所）
③広域通信制高校の適切な指導監督・情報発信を通じた質保証
広域通信制高校への所轄市による適切な指導監督の在り方の研究と、都道府県の連携等を促す都道府県間プラットフォームの構築・運営等

（担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）
19

次世代の校務デジタル化推進実証事業

背景・課題

- ① 納合型校務支援システムの整備率は86.8%（R5.3）まで上昇し、校務効率化に大きく寄与してきたが、その後どがネットワーク分離（閉鎖系ネットワーク）による自組織内設置型運用であり、校務用端末は職員室に固定され、教育DXの阻害要因となっている。それらを解決するモデルケースを創出するため、令和5年度に引き続き、次世代の校務のデジタル化モデル実証研究を行う。
- ② また、校務デジタル化を通じた業務の効率化や質の向上など教職員の働き方改革を行っており、個別契約によるセキュアな環境での実践例がない、教育委員会全体としての取り組み事例がない等の課題がある。

| 現状の課題 | | 今後の目指すべき方向性 | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--|
| データ連携 | ●学習系の膨大なデータと、校務支援システムに蓄積されたデータとの連携が困難又は高コスト ●教育データを学校・教育行政向けに可視化するインターフェースがなく、活用されていない | ⇒校務系・学習系ネットワークの統合によるシームレスなデータ連携 ⇒データ連携基盤（ダッシュボード）の創出 | |
| 働き方改革 | ●クラウドベースなど、自宅や出張先での校務処理ができるない・緊急時の業務継続が困難 ●自治体によってシステムが大きく異なり、人事異動の際の負担が大きい ●生成AIに入力した個人情報等が、生成AIの機械学習に利用されるリスクがある | ⇒ロケーションフリー化とクラウド化の推進 ⇒広域での共同調達の促進 ⇒セキュアな環境下で校務の生成AIの活用に向けた実践例の創出 | |

事業内容

民間事業者を活用しつつ、教育委員会・学校現場の共通理解を得ながら以下を実施。

① 次世代の校務デジタル化モデル実証研究 2.7億円（0.8億円）継続

- 都道府県が域内の市町村と連携した次世代の校務のデジタル化モデルの実証研究を実施する。令和5年度に構築したネットワーク環境を活用し、校務のデジタル化や効率化を進めることで、データ分析等を行い、モデルケースを創出することで、事業終了後の全国レベルでの効果的かつ効率的なシステム入れ替えを目指す。
- ② 生成AIの校務での活用に関する実証研究 2.1億円（令和5年度補正予算）
- 個人情報や機密情報が自治体や学校の外に漏れないよう対策したセキュアな環境下において、校務での生成AIを活用する実証研究を行い、学校や教育委員会での活用時における留意点を含めた実践例を創出することで全国レベルでの校務における生成AIの活用を推進する。

【実証内容（例）】

- 教職員の業務改善に資する生成AIの活用事例の創出、子供の進度や関心に応じた課題・教材の提供・作成、生成AIの校務での活用を前提とした際に必要となるネットワーク・セキュリティ環境及び関係規則の整理、教育委員会や教職員への研修の実施 等
- ⇒ 上記実証研究を踏まえながら、「校務DXのガイドライン」の更新や、「教育情報セキュリティポリシー」に関するガイドラインの改訂を実施。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行 に向けた環境の一本向く

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた継続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承、新しい価値の創出。

事業内容

1. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めることにより、全国的な取組を推進する。

- (1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証※取組例
- | ① 体制整備 | ② 指導者の質の確保 | ③ 事業団体・分野との連携強化 |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ・関係団体・市区町村等との連絡調整 ・コーディネーターの配置・地域扶助活動推進員等の在り方 ・運営団体・実施主体の体制整備・質の確保 | ・保障・量の確保 ・人材の発掘・マッチング・配置 ・研修、資格取得促進 ・平日・休日の一貫指導 ・ICTの有効活用 | ・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体・大学・企業等 ・スポーツ推進委員、地域おこし協力隊 ・協力団体 ・まちづくり・地域公共交通 |

2. 面的・広域的

実証

- ・地域クラブ活動の拡大
- ・市・区・町・村等を超えた取組
- ・平日・休日の一貫指導等や市区町村を越えた取組など。

※ 実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、市町村単位で実施されるがなく、一定の割合で跨組合として実施される場合がある。

※ 平日・休日の一組み合わせにより、市町村単位で実施される場合など、地域の実情に応じて最適化・体験度合いの解消を図る意図的な取組がある。

★ 重点地域における政策課題への対応

対応方針

- <主な政策課題>
- ・多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供
 - ・高校との連携やシユニアシニティによる地域公社交通の促進
 - ・スクールでの活用や地域の学びの場としての役割
 - ・不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
 - ・トレーナーの活用を含めた安全管理の体制づくり
 - ・企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用
- (2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等
- ・事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備による新たな課題の整理・解決策の検討
 - ・運営形態の特徴や課題・分野ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織アシジメント等の検討
 - ・単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討 等

*1 都道府県又は指導部市の場合は、中学校には講習会等を「文化芸術」に含む。

*2 コミニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用。

* 本資料における「ボーナス」には講習会等を「文化芸術」に含む。

* 体例では、あまでもある。(担当:スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官(芸術文化担当)付)



令和6年度予算額(案)

32億円

前年度予算額

28億円

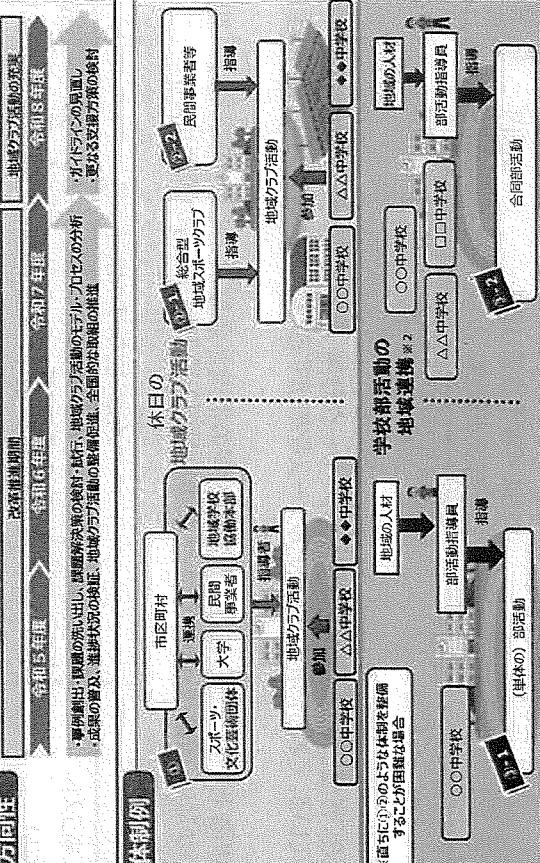
令和5年度補正予算額

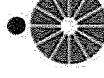
15億円

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- II. 中学校における部活動指導員の配置支援
- 18億円 (14億円)
- 各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率をすることにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動を行う。(神奈川県1/3、市川市1/3)※1
- 部活動指導員の配置を充実 [16,013人、(運動部: 13,000人、文化部: 3,013人)]

- III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等
- 3億円 (3億円)
- 上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。
- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
 - ・指導者養成のための講習会や研修等の実施等。
 - ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
 - ・デジタル動画を活用した部活動・地域クラブ活動のサポート体制の構築(ホール新設)





会見・報道・お知らせ

政策・審議会

白書

申請・手続き

文部科学省の紹介

令和6年能登半島地震の影響を踏まえた大学入学共通テストの実施について(大臣メッセージ)

令和6年1月3日(水曜日)

今月1日、令和6年能登半島地震が発生いたしました。まず、亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

現在のところ、1月13日(土)、14日(日)の大学入学共通テストの本試験は予定通り実施することとしておりますが、個別の試験会場の状況について、現在確認を進めています。

このたびの地震の影響により、1月13日(土)、14日(日)の大学入学共通テストの本試験を受験できない方も見込まれることと思われます。そうした皆さんも、27日(土)、28日(日)追試験を受験可能となるよう、特例措置を講ずるとともに、被災した方々が受験しやすいよう、被災地の大字等と連携し、追試験会場を設置する予定です。

今後、試験の実施に関する情報、追受験申請方法など具体的な情報を文部科学省、大学入試センターのホームページ等から発信しますので、受験生及び保護者の方々におかれましては情報にご留意ください。

受験生及び保護者の方々におかれでは、不安を抱えている方も多いかと思いますが、受験生の皆さんのが入学試験においてその力を十分に発揮できるように、文部科学省としても引き続き努めてまいります。

文部科学大臣 盛山 正仁

5 文科高第 1524 号
令和 6 年 1 月 5 日

各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
池田貴城

令和 6 年能登半島地震の発生に伴う令和 6 年度入学者選抜における対応
について（通知）

各大学におかれましては、令和 6 年能登半島地震の発生により被災した受験生に最大限配慮し、出願手続きや受験機会の確保等について、特に下記の事項に関し、各大学の実情に応じて柔軟な措置を講じていただくとともに、当該措置について受験生等に広く情報提供を行うようお願いいたします。

記

1. 出願手続き等について

- (1) 被災した受験生の中には、例えば、①あらかじめ定められた期間に出願できない者、②被災により出願書類や受験票を焼失等した者、③志願する大学の出願書類を入手できない又は通信環境が復旧せずインターネットによる出願が困難となる者が含まれることが想定される。各大学においては、被災した受験生に対する出願手続きについて、出願期間の延長、出願方法や受験当日の手続きの弾力化など柔軟に対応すること。
- (2) 特に、出身高等学校等の被災の状況によっては、当該高等学校等が調査書や卒業証明書等を発行できない可能性や被災した受験生が調査書や卒業証明書等、高校卒業程度認定試験の合格証明書等の書類を入手できない可能性が想定される。このため、出願書類については事後的に提出させるなど柔軟に対応すること。
- (3) 被災した受験生に対する入学検定料の納入期限の延長や、入学検定料の減免について検討すること。

2. 受験日程について

被災した受験生の受験機会を確保するため、各大学の実情に応じて別日程での受験～振り替えるなど柔軟な対応について検討すること。

3. その他

その他各大学の実情に応じて、入学手続き期間の延長、入学金・授業料等の納入期限の延長や減免など取り得る措置について検討すること。

【連絡先】

文部科学省高等教育局大学教育・入試課
大学入試室 入試第三係 今村、小林
TEL : 03-5253-4111 (内線 : 4902)
E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

3 学校施設・設備の整備・充実

- ① G I G Aスクール構想の実現に向けた情報通信・ネットワーク環境の整備と I C T機器の導入・拡充の支援
- ② 地震や豪雨による被害の修復、校舎の改修・改築、耐震化促進を始めとする防災・安全に関する施設・設備等の設置基準充実のための財政的支援
- ③ 教室等の空調設備の一層の充実
- ④ 相談室・自習室・演習室等、多様な教育活動を支える施設の整備・充実
- ⑤ 科学技術・理科教育等の振興のため、人材育成・施設設備の改善及び諸機関との連携促進等への資金投入

4 人権教育の推進

- ① 学校教育全般にわたり、人権教育啓発の一層の推進に係る財政措置

5 私立学校教育の充実・振興

- ① 私立学校教育の一層の充実・振興のための施策及び財政措置特に、校舎耐震化及び老朽化対策事業への改修助成促進

6 家庭の経済状況により修学困難な生徒への支援

- ① 学校納入金等の私費負担に対する奨学金制度の一層の充実
- ② 家計が急変するなど、年度途中で経済状態が激変した生徒に対する給付型奨学金等の措置の充実

全高長 第 21 号

令和 5 年 8 月 4 日

文部科学大臣

永岡 桂子 様

全国高等学校長協会

会長 石崎 規生

令和 6 年度 高等学校教育関係予算等に関する総括要望書

全国の高等学校は、学校教育が抱える様々な課題解決に向けて懸命の努力を重ね、教育の充実を目指しております。令和 5 年度は、新学習指導要領の学年進行での実施が 2 年目に入り、各学校では全ての生徒たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けての取組みが進んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが 2 類から 5 類に変更されたことに伴い、各学校ではコロナ禍で生じた様々な影響を踏まえ、教育活動の充実に向けての取組みを進めています。

我が国の財政事情が厳しいことは十分認識しておりますが、国の将来に大きな影響を与える人材育成には、教育の先行投資が不可欠であります。各校の不断の努力を支える諸条件整備・充実について特段のご配慮を賜りたく、下記事項について要望いたします。

特に、学校教育の担い手である教職員の働き方改革を推進するための処遇改善や教職員定数増、教員以外の専門家の配置などに向けての財源確保をはじめ、高大接続改革を円滑に実施することや新学習指導要領を十全に実施するために予算が必要であるとともに、情報機器の活用を促進するための財源確保、特色ある学校づくりのための予算措置、生徒が家庭の経済状況等にかかわらず学習や進学をすることができるような資金援助制度等の充実を図る必要があります。くれぐれも、財政環境が整わない状態で制度のみが導入され、生徒や学校現場に混乱が生じることのないようにご配慮をお願いする次第です。

記

総括要望の主要事項

- 1 教職員の働き方改革を推進するための諸条件の整備・充実
- 2 高等学校教育改革推進のための条件整備
- 3 学校施設・設備の整備・充実
- 4 人権教育の推進
- 5 私立学校教育の充実・振興
- 6 家庭の経済状況により修学困難な生徒への支援

主要事項の具体的な内容

1 教職員の働き方改革を推進するための諸条件の整備・充実

- ① 教職調整額の水準や超勤4項目の在り方の見直しなど、給特法等の法制的な枠組みの整備とそれを確実に実行するための財源の確保
- ② 学級定員削減や少人数指導・多展開授業等の個に応じることを可能とする多様な教育の充実及び教員の働き方改革の推進のための人的な措置など抜本的な教職員定数改善施策の策定と実施
- ③ 週休日等の教科指導・実習指導・部活動指導や生徒・保護者との対応等、時間外勤務に対する給与保障、実習委託料等の財政措置
- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの全校への教職員定数内配置、養護教諭の複数配置等、多様な生徒の指導や支援に対応するための教職員配置基準の見直し、特に大規模災害地等への教職員加配及びスクールカウンセラーの全校配置や加配措置の迅速な対応
- ⑤ ICT支援員、スクールロイヤー配置のための予算措置
- ⑥ 部活動の外部指導員の配置のための財政措置
- ⑦ 初任者研修や現職研修制度の見直し、企業派遣、海外派遣、大学院派遣等を含む校外研修の拡充等これからの教員養成に必要な研修体制の整備

2 高等学校教育改革推進のための条件整備

- ① 我が国の教育水準を維持・担保するための教育施設・設備の整備促進
- ② 主体的・対話的で深い学びの実施やきめ細かな学習評価を行うことなど、高等学校教育の改革を実効あるものとし、特色ある学校づくりを推進するための諸条件整備
- ③ 諸検定等を受検するための受検料、交通費、宿泊費等への経費補助
- ④ 学校の自主性・自律性確立や新しいタイプの学校の充実等、特色ある学校づくりを推進するための教員配置、施設・設備の充実などの諸条件整備
- ⑤ キャリア教育推進に係るシステムの構築・拡大やインターンシップ事業推進等の必要経費の計上特に、地域に根ざした有効なキャリア教育実施のための人的・財政的支援、専任キャリアカウンセラーの養成及び配置。全国産業教育フェア等、キャリア教育を推進する行事への支援の充実
- ⑥ 定時制独立校設置に対する補助等、定時制・通信制の高等学校における教育諸条件の整備
- ⑦ 高等学校における通級による指導の充実など高等学校における特別支援教育推進のための教育諸条件の整備
- ⑧ 不登校児童生徒に対応する教育支援センター（適応指導教室）の整備促進
- ⑨ ポストコロナ時代のグローバル化に対応する教員研修への財政支援及び生徒の海外修学支援制度の充実